

東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所

不適合管理委員会報告情報(平成26年11月26日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/incomp/image1.pdf>

平成26年11月26日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件
2. G II グレード 0件
3. G III グレード 2件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	5号機	給水加熱器ドレン系配管のオイルスナッパから床面に微量の油の滴下を確認した。拭き取り実施、受けパン設置済み。当該部を点検・修理。	
2	6号機	管理区域内からの物品搬出確認測定時に、設備点検用治具に汚染があることを確認した。測定エリアおよび搬出作業員に汚染なし。当該物品を養生し管理区域内で保管。	